1. 業務名

令和4年度高知就職・転職フェア開催等事業委託業務

2. 業務の目的

高知へのUIターン就職を検討している都市部人材(以下、「求職者等」という。)を対象として、就職・転職活動を支援する以下の業務を実施することで、都市部から高知県への人材の環流を図る。

- (1) 合同企業就職相談会の実施
- (2) オンライン合同企業就職相談会の実施
- (3) 本事業に参加した求職者等の高知県企業への訪問支援

3. 事業期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

4. 業務内容

業務の目的を達成するために、甲(委託者)は乙(受託者)に次の業務を委託する。 業務を行うにあたり、物品等の調達や印刷業務の再委託を行う場合は、原則、高知県内 業者を優先すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じての内容の変更については、高知暮ら しフェア開催等委託業務と同様とする。

なお、開催日程等は以下のとおり。

(1)都市部での「合同企業就職相談会」の実施/全4回

求職者等と高知県企業が対面(オンラインでの対面含む)で面談する合同企業就職相談会を東京・大阪で各 2 回開催する。イベント来場者数の目標は 1 回あたり 150 名(年間600 名)とする。

① 名称

6月開催分:「高知就職・転職フェア 2022 夏」(仮)

11月、12月開催分:「高知就職・転職フェア 2022 冬」(仮)

②開催日時

下記日程で東京・大阪で各2回開催。なお、令和4年度高知県UI ターン促進イベント 開催事業の高知県内全市町村及び専門分野が参加するイベントと同時開催し、会場は 当該イベントと共同利用。

<日程・会場>

大阪: 6月26日(日)及び12月10日(日)

コングレコンベンションセンター ホール A+B+C

(大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪北館)

東京:6月19日(日)及び11月23日(水・祝)

東京交通会館12階ダイヤモンドホール+カトレアサロン

(東京都千代田区有楽町2-10-1)

・厚生労働省(高知労働局)委託事業の就職相談会(例年6月、12月に東京、大阪で開催)」と合同で開催することも検討するとともに、合同開催となる場合は、同相談会運営者とチラシ掲載内容やレイアウトなどの調整を行う。

③出展企業の募集方法

・本相談会に出展する高知県企業は、甲において募集及び選定作業を実施する。

※目標:各会場50社程度

④運営に関すること

- ・乙は運営マニュアルを作成し、本相談会の約 1 カ月前に甲が開催する出展企業向けの 説明会において、運営マニュアル等の説明を行う。運営マニュアルの内容等について は甲の承認を得るものとする。
- ・ 乙は、相談会の準備(会場の手配、設営、会場費用の支払いを含む)、相談会中の対応 並びに撤収等を行う。
- ・乙は、当日の会場設営や運営に十分足りうるスタッフを配置し、参加した求職者等が 出展企業ブースをスムーズに訪問できるよう、総合案内ブースの設置やアナウンスを 行うこと。
- ・当日の受付で求職者等に配布する参加票は、複写式(3枚程度)とする。また、参加票 をコピーできるよう受付に複写機を2台設置すること。なお、参加者情報を他の方法 にて企業及び甲に共有する手段がある場合はこの限りではない。
- ・乙は求職者等及び出展企業に対してアンケートを実施すること。なお、参加票及びアンケートの集計・分析業務は正確かつ速やかに実施するものとし、必要に応じて人員を配置のうえ、相談会終了後10日以内に集計結果を提出するものとする。アンケートの内容や実施については甲の承認を得るものとする。
- ・乙は、写真撮影等、相談会の模様を記録すること。

(2) オンライン合同企業就職相談会の実施

高知県企業又はキャリアコンサルタントと求職者等がオンラインで面談する合同企業 就職相談会を実施する。各開催期間(夏期・冬期)で、それぞれ 50 名以上からの面談 申込みを目標とし、目標達成に向けた情報発信を行う。

なお、本相談会は、出展企業の情報発信(企業情報及び求人情報)、出展企業又はキャリアコンサルタントと求職者等の個別面談(以下、「WEB 面談」という。)の申込みを特設 WEB ページにおいて実施するものとする。

① 名称

夏期:「オンライン高知就職・転職フェア 2022 夏」(仮)

冬期:「オンライン高知就職・転職フェア 2022~2023 冬」(仮)

②開催時期

夏期(7月15日~9月16日)※実施期間は要調整

冬期(12月19日~令和5年2月10日)※実施期間は要調整

- ③出展企業の募集方法
 - ・本相談会に出展する高知県企業は、甲において募集及び選定作業を実施する。 ※各 100 社程度
- ④運営に関すること
 - ・乙は、本相談会の出展企業向けの運営マニュアル(WEB 面談ツールの使用方法、WEB 面談までの流れ等)を作成すること。また、乙は出展企業から求めがあった場合、必要に応じてサポートを行うこと。運営マニュアルの内容等については甲の承認を得るものとする。
 - ・本相談会では、出展企業の情報発信及び求職者等と出展企業等の WEB 面談の実施 に向け申込の受付を特設 WEB ページで行うものとする。なお、特設 WEB ページの 掲載情報、WEB ページのレイアウト、WEB 面談方法及び使用するツールは、甲と協議のうえ決定すること。
 - ・WEB 面談は完全予約制とし、特設 WEBページ上に予約受付フォームを設置すること。 なお、予約受付フォームの入力項目は甲と協議のうえ決定すること。
 - ・求職者等からの予約受付は乙が行うこととし、受付から出展企業との日時調整、 求職者等への URL の通知方法等については、甲と協議のうえ決定すること。
 - ・乙は、WEB 面談の実施日に、求職者等及び出展企業をサポート出来る体制(土・日・祝日を含む)をとること。
 - ・甲の指示に基づき、乙は求職者等及び出展企業に対して開催期間終了後速やかに アンケートを実施すること。また、参加状況及びアンケートの集計・分析業務は 正確に実施し、開催期間終了後20日以内に集計結果を提出するものとする。

(3)情報発信の実施

本事業の実施にあたり、各業務で定める集客目標の達成に向けて、以下のとおり情報 発信(広報)を行うこと。なお、事業年度当初に①②③に関する広報計画を策定する こと。

- ①特設 WEB ページの開設
 - (1) および (2) の各イベントについて特設 WEB ページ (PC・スマホ対応) を各回 1 ページずつ制作すること。(「高知就職・転職フェア 2022 夏」分は 5 月下旬までに構築すること。)
 - i)開設期間 5月~3月(予定)

ii) 実施内容

- ・同ページでは、イベントの開催内容や出展企業の情報・求人情報等を紹介するものとする。また、閲覧者が出展企業の情報を見やすいように絞り込み検索機能(会場別、業種、職種、勤務地等)を導入するなど工夫すること。なお、求人情報については「高知求人ネット」で公開中の求人情報へリンクを張ること。
- ・同ページに使用するイベントの写真や出展企業の情報は甲から提供するものとし、 それ以外の文字情報や画像(フリー素材や乙が保有する素材データ含む)は乙が 用意するものとする。
- ・同ページは、甲が運用するポータルサイト(「高知求人ネット」を想定)のドメイン内に設置すること。
- ・同ページの構築はHTML コーディングにより行うこととし、UI ターンポータルページの保守業者との調整を行うこと。また、同ページの開設、運用保守及び WEB デザイン等の費用が発生した場合は、本業務が負担する。

②チラシ・ポスターの作成

- ・乙は各事業の募集用のチラシ・ポスターを作成するとともに、納品後速やかにチラシデータの ai データ及び (ホームページ掲載用に加工・編集した) PDF・JPEG データで甲に提出すること。また、ポスターデータをデジタルサイネージ広告用に加工・編集した JPEG データ【画像サイズ:横 1280px/縦 720px、300MB 程度】をあわせて提出すること。著作権については、甲に帰属するものとする。デザイン等については、甲の承認を得るものとする。
- ・チラシは、下記開催イベントについて県内向けと県外向けの2種類、計8種類作成 するものとする。作成枚数等については、令和3年度広報実績に基づき、協議時に 調整するものとする。

「高知就職・転職フェア 2022 夏」(仮)

「高知就職・転職フェア 2022 冬」(仮)

「オンライン高知就職・転職フェア 2022 夏」(仮)

「オンライン高知就職・転職フェア 2022~2023 冬」(仮)

作成枚数等については、令和3年度広報実績に基づき、協議時に調整するものとする。

・ポスターは、下記開催イベントについて県内向けと県外向けの2種類、計4種類作成するものとする(サイズA2縦)作成枚数等については、チラシと同様。

「高知就職・転職フェア 2022 夏」(仮)

「高知就職・転職フェア 2022 冬」(仮)

※チラシ・ポスターの主なターゲット

県内向けポスター・・・Uターン希望者を抱える家族に訴求するもの

県外向けポスター・・・都市部のU・I ターン希望者 (中途・転職希望者、大学生等)に 直接訴求するもの

③広報計画の作成及び情報発信の実施

- ・(1)及び(2)の集客目標【(1)各会場150名以上】【(2)各期間50名以上】の 達成に向けて、乙は年度当初に広報計画を作成し、情報発信を行うこと。計画内容 については甲の承認を得るものとする。
- ・乙は甲に対して企画・提案を行うこと。作成する広報計画は、「県内向け」と「県外向け」それぞれについて、広報期間、媒体及びターゲット、目標値を明示すること。 広報実施例:

インターネット広告/テレビ CM の制作及び県内テレビ局での放映/新聞1面の突き 出し広告/新聞折込チラシ/センターSNS の活用 等

- ・広報計画に基づく情報発信の実施にあたっては、乙は、それぞれの効果検証、分析 を行い、十分な成果が得られないと判断される場合には、速やかに甲と協議を行う こと。
- 情報発信において必要となる広報素材(バナー、動画等)については乙が調達する ものとする。
- ・県広報番組(Uターンをテーマにした特集番組、放映時期未定)及び広報誌等の制作 に必要な広報素材の提供などのサポート(想定内容:Uターン就職を達成した方、U ターン者の受入に積極的な企業の紹介など)
- ・その他、集客目標の達成に向けて、乙のネットワークやノウハウ等を活用した効果 的な情報発信を実施すること。

(4) 高知県企業への訪問支援の実施

(1)及び(2)又は甲が指定した事業に参加した求職者等が、高知での仕事の理解を深め、また選考等に臨むために高知県企業を訪問する際の支援を実施する。ただし、 甲の判断により実施を中止することがある。

①参加者目標

延べ80人程度の求職者等の利用を目標とする。

②実施方法

- ・乙は、甲からの指示に基づき、求職者等が高知県企業を訪問する際の高知県までの 往復交通費の半額を本事業の委託料の中から支出する。求職者等の自己負担は、宿 泊費等のその他の経費とする。
- ・他の支援団体等が実施する交通費支給制度等(高知県商工政策課が実施する大学生等就職支援事業費補助金等)との併給は認められないため、求職者等からの申請があった場合は確認を行うこと。
- ・申請の手順は別紙参照。乙は甲から連絡を受けた内容で、14 日以内に当該求職者等 への支払処理を完了すること。

(5) 就職決定(内定含む)状況調査について

乙は、甲の指示に基づき、令和 5 年 2 月下旬までに、本事業の全参加者を対象に、高知県企業への就職(内定含む)状況を把握するためのアンケート調査を実施する。アンケートは WEB での実施を原則とし、回答率が目標(50%以上)を下回る場合は、郵送や電話での調査を追加で実施し、目標の達成を目指すものとする。なお、アンケートの集計作業は正確かつ速やかに実施するものとし、必要に応じて人員を配置のうえ、アンケート終了後 10 日以内に集計結果を提出するものとする。

5. 事業実施体制等

- (1) 事業実施に十分な体制を整える。
- (2) 仕様書等に基づき滞りなく事業の執行を遂行する。なお、実施内容については甲 の承認を得るものとする。

6. その他遵守する事項

- (1) この事業の経理は、乙の本体業務とは別経理とし、事業実施に係る書類等も別保管とすること。
- (2) 事業の経費の支出にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領(以下、実施要領という。)等に留意して行うこと。
- (3) 経費の内訳に記載している経費区分ごとに契約金額の範囲内で実費精算とする。 ただし、経費区分間の流用をすることができることとし、この場合、事前に甲 に協議を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大や天候悪化等による業務実施に係る影響があった 場合は、甲と協議のうえ、必要な対策等を講じること。

7. 業務完了報告書

乙は、この業務が完了したときは、完了した日から5日以内に業務完了報告書を、甲に提出しなければならない。委託契約書第19条に規定する業務完了報告書に添付する成果物は、次に掲げるものとする。なお、状況に応じて、甲から業務の進捗について報告を求める場合があるので、その場合は速やかに必要書類を作成し、甲に提出しなければならない。

- ア)参加者名簿(様式は別途定める)
- イ) 就職決定者名簿(様式は別途定める)
- ウ) 事業収支報告書(様式は別途定める)
- エ)総勘定元帳、現金出納簿等の関係帳簿類及び領収書等の支出を証する書類(写し) ※当該委託事業に関係する部分のみ(事業項目ごとに把握できるもの)
- オ)本事業に従事した者の労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿(写し) ※当該委託事業に関係する部分のみ
- カ) 事業に従事した者の業務実施報告書(業務日誌(様式は別途定める)など)

- キ)各事業の実施報告書(実施内容、日時、場所、参加者、写真 オンライン合同企業 就職相談会については1日分を資料として作成すること)
- ク) 求職者等及び県内求人企業に対して実施したアンケート結果
- ケ)募集チラシ等の印刷物
- コ) その他甲の指示するものなど

8. 文書の保存等

乙は、事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、実績報告書、各種会計書類など 事業の実施に係る文書を保存すること。ただし、個人情報が記録された資料等は、契約 書第8条の2の規定による。

9. 検査等に関する協力

この事業は、委託契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立ち入り検査が実施されることも想定されるので、検査の対象となった場合には協力すること。

10. その他

- ・本業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること とし、各省庁や高知県の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る通知・ガイドライン・ マニュアル等に準拠し、最大限の対策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症及び、天災地変その他予期することのできない事由により 会場で開催できないこととなった場合は、リアルイベントについて、全部又は一部を オンラインイベントに変更することがある。なお、変更後のイベント内容については、 甲乙が協議のうえ決定するものとする。